

防衛庁訓令第60号

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第23条の3第2項の規定に
基き及び同条の規定を実施するため、評議会の組織及び運営に関する訓令を次のよ
うに定める。

昭和30年9月7日

防衛庁長官 砂 田 重 政

防衛大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令

改正 昭和38年12月27日庁訓第58号
昭和49年4月9日庁訓第16号
平成元年6月8日庁訓第51号
平成5年4月1日庁訓第15号
平成8年9月25日庁訓第47号
平成12年3月29日庁訓第35号
平成17年3月28日庁訓第21号
平成21年3月27日省訓第22号
平成24年4月6日省訓第15号
平成27年4月10日省訓第20号
平成28年3月31日省訓第34号
平成30年4月1日省訓第26号
令和3年3月31日省訓第18号

（組織）

第1条 評議会は、次に掲げる評議員をもつて組織する。

- (1) 防衛大学校長（以下「学校長」という。）
- (2) 副校長
- (3) 総務部長、教務部長、理工学研究科長、総合安全保障研究科長、訓練部長、
先端学術推進機構長、教養教育センター長、グローバルセキュリティーセンタ
ー長、国際交流センター長及び総合情報図書館長
- (4) 総合教育学群長、人文社会科学群長、応用科学群長、電気情報学群長、シス
テム工学群長及び防衛学教育学群長

(会議の招集及び議長)

第2条 学校長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第3条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、訓練及び研究の方針に関する事項
- (2) 学生の補導の方針に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する重要事項
- (4) 学年の進級及び卒業に関する重要事項
- (5) 組織に関する重要事項
- (6) 予算に関する重要事項
- (7) 施設に関する重要事項
- (8) その他校務に関し、学校長の諮問する事項

(特別評議員)

第4条 学校長は、評議会の審議事項について、学識経験を有する者（以下「特別評議員」という。）から意見を聴くことができる。

2 特別評議員は、学校長が委嘱する。

(運営の細目)

第5条 この訓令に規定するもののほか、評議会の運営について必要な事項は、学校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和30年9月7日から施行する。
- 2 防衛大学校の評議会に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第32号）は、廃止する。

附 則（昭和38年12月27日庁訓第58号）

この訓令は、昭和38年12月27日から施行する。

附 則（昭和49年4月9日庁訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和元年6月8日庁訓第51号）

この訓令は、平成元年6月8日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第15号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月25日庁訓第47号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日庁訓第35号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日庁訓第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。